

～旅行事業者様向けご案内～

当別町周遊観光バスツアー誘致助成制度について

事業名	当別町周遊観光バスツアー誘致助成事業
助成対象者	全国の旅行事業者 ※旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けているもの
内容	当別町内での観光施設及び飲食店を組み込んだ団体バスツアーに対し助成金を交付します。
助成要件	下記の要件をすべて満たす必要があります。 ①ツアーコースに当別町内の観光施設及び飲食店が 2か所以上 組み込まれていること ※ツアーコースに組み込まれておらず、オプション扱いになっている場合は対象外とする。 ②ツアー募集のチラシ若しくはホームページ内に当別町のロゴ及び観光協会ホームページに誘導するためのQRコードを掲載すること ③1団体（1台）の構成人数が10名以上であること（幼児など無料扱い及び添乗員は除く） ④令和8年4月25日以降に始まり令和9年3月31日までに終了するツアーであること ⑤以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない ・宗教、政治・大会等への参加など、企画された旅行商品が観光目的でないもの ・公序良俗に反する企画と判断されるもの ・その他、当別町観光協会が不相当と認めるもの ※旅行終了時において、助成要件を満たさなくなった場合は対象外とする
助成額	1企画あたり30,000円 さらに、観光客を町内全域に周遊させることを目的として下記の観光施設及び飲食店をツアーコースに組み込んだ場合、 1企画につき20,000円上乗せ する。 ■上乗せ対象・・・当別駅周辺などの観光施設及び飲食店 （事前に観光協会事務局に相談すること） 【参考】 ▶観光施設 道民の森・当別ダム・伊達記念館・当別神社 等 ▶バスツアー対応可能飲食店（1台あたり約40名） ・ニュードライブイントウベツ・田西会館・Café&Kitchen Offshore（オフショア）等
備考	年度の事業予算に達した時点で終了となります。
手続方法	【ツアー実施前】出発日の1週間前までに申請書、旅行行程表、募集チラシ等の提出 【ツアー実施後】到着日1か月後までに実績報告書の提出
お問い合わせ先	当別町観光協会事務局 TEL：0133-27-5381 mail： kankou@town.tobetsu.hokkaido.jp ※その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

